

令和4年6月3日

三田市長 森 哲 男 様

三田市市政への市民参加推進委員会  
委員長 赤 澤 宏 樹

三田市市政への市民参加条例の運用状況に対する意見について（答申）

令和4年5月9日付三政第11号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

#### 記

概ね適正に運用されていると判断されるが、次の2点について意見を付したい。

(1) 計画・条例等の策定過程にかかる市民参加にとどまらず、策定後においても、市民と協働して施策を推進することが重要になるため、専門性を必要とする分野の附属機関も含め、市民委員の割合3割以上の達成に向けて努められたい。

合わせて、市民委員の考え方についても、各種団体選出の委員に含まれる市民も市民委員とみなすなど、柔軟に運用できるよう検討されたい。

(2) 計画・条例等の策定過程において第三者機関で審議等を行う際には、附属機関の有無だけではなく、第三者機関の妥当性についても当委員会において審議することが適当であることから、今後は、資料作成に当たっては第三者機関の設置状況についても明記されたい。